

平成23年6月議会 一般質問

1、 まちづくりとしての道路整備について

- ① 歳出における普通建設事業費の比率の推移を問う。
- ② 都市計画マスタープランにおける位置づけと事業化に向けての考え方について
- ③ 歩道・自転車道・車道の分離と整備について
- ④ 道路上の社会インフラの地中化について
- ⑤ 道路のバリアフリーについて
- ⑥ 道路照明を増設し、車道・歩道をもっと明るくできないのか。

2、 地域集会所の改修及び新築に対しての町の補助率について

- ① 町内にある、各集会所の修繕費や今後集会所を新築する場合、今の補助率が決定された経緯を問う。
- ② 町は、地元負担を軽減するため補助率アップを検討する考えはあるのか。

まず、始めにまちづくりとしての道路整備について伺います。

これまで、当町では、道路財源が含まれる普通建設事業費が歳出において、どれぐらいになっているのか伺う。

(総務部長) 歳出決算額における普通建設事業費の占める比率の推移を、過去5年間に遡ってみてみますと、平成17年度は18.5%であり、平成18年度は26.5%、平成19年度は25.6%、平成20年度は23.7%であり、3年連続で20%を超える高い水準となっております。

これは、JR法隆寺駅周辺整備事業、総合保健福祉会館建設事業の大型事業が本格化したことによるものでございます。

この後におきましては、平成21年度は10.6%と前年の半分以上の大幅な減となり、平成22年度決算については、まだ確定をしておりませんが、5%台にまで、さらに減少する見込みとなっております。

今の回答から、普通建設事業費の占める比率は、近年の大型事業により、高くなった時期があるものの、過去からの推移を考えますと減少傾向にあることがわかりました。

それでは、その限られた建設事業費の中での道路財源でまちづくりを考えておられるのか、本年3月に策定された斑鳩町都市計画マスタープランに定められた取組みと、その事業化について町の考え方を伺う。

(都市建設部長) 本年3月に策定いたしました斑鳩町都市計画マスタープランでの道路整備に関しましては、車や自転車、歩行者が安全で快適に通行できるよう道路等の都市基盤整備を進めることを定めております。

なかでも、「いかるがパークウェイ」の整備を重点的に施策として進めると共に、「いかるがパークウェイ」の道路に接続する箇所の整備を優先的に行っていくことにより、道路ネットワークの形成を図ってまいりたいと考えております。

これまでも、小吉田モデル区間の整備にあわせて、町道3路線の拡張整備を行ってまいりましたが、現在整備が進められている稲葉車瀬区間におきましても、その進捗に合わせまして、接続する町道2路線の拡張や交差点改良等について事業を進めており、今後も事業を進めてまいりたいと考えております。

これからも「いかるがパークウェイ」と接続する道の整備として事業を進めておられることが住民に分かるように情報公開していただくことを強く要望いたします。

では、歩道、自転車道、車道の分離と整備について、法的基準があると思うが、現状と今後の整備計画について町の考え方を伺う。

(都市建設部長) まず、自動車道に関しては、当町は国道と県道が広域的幹線道路として結ばれており、町道は生活道路としての役割を果たしております。しかし、国道25線を始めとする幹線道路の交通量が多いため、慢性的な交通渋滞が発生し、生活道路を脅かしている現状であります。

現在整備中のいかるがパークウェイが完成すれば、道路網としての機能が回復すると考えております。

また、当町における県整備の自転車道については、現況で一定の整備が完了していると報告を受けております。

町道整備における歩道設置の考え方については、今後とも歩道設置を行って、歩行者や自転車が安全で快適に利用できるように、また、災害時の避難路としても有効に機能できるように取り組んでまいります。

実際にはなかなか用地交渉が上手く進まず、歩道が整備できていない現状であると認識していますが、今後とも行政として少しでも快適に利用できる道づくりを積極的に推進することを要望いたします。

それでは、歩道と車道の分離と共に道路において危険に感じるのは道路上の電柱ですが、道路上の電柱の地中化について町の考え方を伺う。

(都市建設部長) 無電柱化事業についてですが、都市計画道路藤ノ木線(西里地区の一部)、三井・岡本地区が無電柱化を完了しております。

また、現在 JR 法隆寺駅周辺道路整備にて町道 3 1 2 号線の拡張、歩道設置を進めておりますが「斑鳩町の玄関口に相応しい駅前」とするため、道路整備にあわせまして、無電柱化も計画しております。

今後の無電柱化事業におきましても、課題は多くありますが、事業化が可能な路線の検討に行ってまいりますとともに、新たな道路計画においても、その計画段階において無電柱化事業の検討を行っていく必要があると考えております。

この電柱の地中化も事業者用地協力の課題が多くあることは認識できますが、安心安全のまちづくりをもう一步進めてください。

それでは、道路構造令の規定では、歩道と車道の段差の基準はどのようになっているのか。

また、町はそれに基づいて道路整備がなされているのかを伺う。

(都市整備部長) 斑鳩町内の歩道の状況についてであります。国道 2 5 号、県道大和高田斑鳩線等の主要幹線道路には歩道は設置されているものの歩道幅が狭い箇所があって安全にすれ違うには難しい状況があり、また、町道においては歩道が設置している路線そのものが少ない現状であります。

近年整備してまいりました都市計画道路法隆寺線(町道 4 0 1 4 号線)、昭和町堤防沿いの町道 5 0 3 号線や生き生きプラザ前の町道 4 0 1、4 5 1 号線の路線については、人にやさしい福祉のまちづくりの一環として、歩道の設置に努めてまいりました。

今後も、町道整備において、歩行者の通行料が多い等、地域の実情を十分に考慮して、歩道設置等安全で快適な道づくりに取り組んで参りたいと考えております。

最近の歩道は車道との段差が少なくなっていることは昭和町自治会前の大和川右岸堤防と各小学校付近の歩道を比べるとよくわかります。

斑鳩町の場合歩道設置が現状少ないということは、今後新しい基準のバリアフリーの歩道の比率を上げやすいとも言えるのではないのでしょうか。子どもから高齢者までが安心して歩けるまちづくりを強く要望しておきます。

次に道の照明についてですが、町内の場所によっては暗い地域、場所がありますが道路照明を増設し、車道・歩道をもっと明るく出来ないのか、町及び自治会の防犯灯について伺う。

(総務部長) 斑鳩町内には、町が設置している防犯灯と自治会で設置していただいている防犯灯がございます。町が設置している防犯灯の設置基準は、自治会住宅地に属さない地域に起きまして、住民の方が通勤・通学等に利用される箇所について、設置しております。次に、自治会内で防犯灯をされる場合においては、防犯灯設置補助金を活用していただい

ており、電柱に設置される場合に1灯につき35,000円を限度として、全額補助しており、LED 蛍光灯に付け替える費用も補助限度額内で設置できている状況であります。

住民側から道が暗いため、防犯灯を増設してほしい又はしたいとの相談があった時には、今の答えのように、状況に応じた柔軟な対応を要望いたしまして、次の質問に移ります。

集会所の改修及び新築に対しての町の補助率についてであります。

まず、今の要綱の補助率が決定された経緯を伺う。

(総務部長) 地域集会所の補助率の経緯につきましては、平成11年に斑鳩町公民館等施設整備費補助金交付規定を見直し、斑鳩町地域集会所施設整備事業費補助金交付要綱を制定しております。

以前の規定では、新築、増築及び改築につきましては補助率が50%以内で、限度額は木造が463万円、鉄骨造が533万円、鉄筋コンクリート造が647万円となっております。

また、修繕につきましては、補助率が50%以内で限度額が160万円となっております。

改正後の本要綱では全ての補助率対照区分の補助率を50%以内とし、限度額は新築が1500万円、増築及び改築が500万円、修繕が300万円として改正いたしました。

では、昨年の総務委員会で地域交流館計画の説明を受けた時に、住民のコミュニティの向上という面では、自治会館の充実と重なり合う部分も多く、また住民間の公平性の観点からも、集会所への町からの補助率を検討して欲しいと提言いたしました。

それでは、お聞きいたします。

町は、住民コミュニティの充実を推進していく第4次総合計画の一環として地元負担を軽減するため町の補助率アップを検討する考えはあるのか伺う。

(総務部長) 地域集会所施設整備補助金につきましては、過去にいただいた提言も踏まえて他の市町村の状況を調査、検討してきたところでありますが、引き続き補助制度の拡充について、財政状況等も勘案しながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

今の回答から、引き続き補助制度の拡充について検討していくとの考えは分かりました。

つまり、一定の時期までに回答いただけるように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。